

大豊町地域包括支援センター基本指針・運営指針

令和2年2月

大豊町

目 次

I	方針策定の趣旨	1
II	地域包括支援センター等の意義・目的	1
III	運営上の基本的な考えや理念	1
	1 公益性の視点	
	2 地域性の視点	
	3 協働性の視点	
IV	業務推進の指針	2
	1 共通の事項	2
	(1) 事業計画の策定	
	(2) 職員の姿勢	
	(3) きめ細やかな相談支援、記録の実施	
	(4) 個人情報の保護	
	(5) 広報活動	
	(6) 苦情対策	
	(7) 評価	
	2 総合相談支援業務	2
	(1) 実態把握	
	(2) 総合相談業務	
	(3) ネットワーク構築業務	
	3 包括的・継続的ケアマネジメント業務	3
	(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築	
	(2) 介護支援専門員に対する支援	
	4 介護予防ケアマネジメント業務	3
	(1) 介護予防ケアマネジメント	
	(2) 一般介護予防	

大豊町地域包括支援センター基本指針・運営指針

I 方針策定の趣旨

この「大豊町地域包括支援センター基本指針・運営指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考えや理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、業務の円滑な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

センターは、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中枢機関として設置し、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とします。（介護保険法第115条の46）

センターの設置主体は大豊町です。

職員全員が連携して知識や技能を集結し、地域包括ケアシステムの推進を担う中枢機関として、高齢者等への個別支援や地域におけるネットワークの構築、地域高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着した総合相談拠点を目指します。

III 運営上の基本的な考えや理念

1 公益性の視点

センターの運営費用は、第1号被保険者の負担する介護保険料や、国・県・町の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

地域包括支援センター運営推進会議や地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応します。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職、民生委員等の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

IV 業務推進の指針

1 共通の事項

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、年間の事業計画を策定します。

また、介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会（国・県主催のものを含む。）の開催計画を作成します。

(2) 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるようにすることを念頭において業務を遂行します。特に判断能力が低下した高齢者の支援に当たっては、その高齢者の意思を最大限尊重できるように業務を遂行することに努めます。

(3) きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。

また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた対応となるよう努め、その経過について記録します。

センターが受け付けた相談は、1か月分を翌月に町に報告します。

(4) 個人情報の保護

センターは、業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については、個人情報の保護に関する法律及び大豊町個人情報保護条例に基づいて適切に行います。

(5) 広報活動

センター業務への理解と協力を得るために、広報誌等を通じ情報を発信していきます。

(6) 苦情対応

センターに対する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

(7) 評価

センターが地域で求められる機能を十分発揮するために、業務の実施状況を定期的に把握、評価します。

2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげ

る等の支援を行うことを目的とします。

(1) 実態把握

地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行い、地域の問題やニーズを把握し必要なサービスの検討を行います。

(2) 総合相談業務

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に適したサービス制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行います。

(3) ネットワーク構築業務

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員等地域の関係者とのネットワーク構築に努めます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関と連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する研修会等を開催し、介護支援専門員の質の向上を支援します。

4 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、利用者の「できる」を増やし、主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。
- ・個々の高齢者に応じた支援計画を作成するとともに、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。

(2) 一般介護予防

- ・「健康づくり」と「介護予防」の知識の普及啓発を行うとともに、住民主体で介護予防に取り組むことのできるよう自主活動を支援します。
- ・一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を支援します。